

2. 実務経験として認められる電気工事

電 気 工 作 物		実務経験として認められる電気工事（注1）		
		H2. 9. 1以降	H2. 8. 31以前	
事業用 電気 工作物	電気事業の用に供する電気工作物 （主に電力会社の発電所、変電所、 開閉所、電線路等が該当する。）	① 左記電気工作物の設置・変更の工事	① 左記電気工作物の 設置・変更の工事	
	<table border="1"> <tr> <td>自家用 電気 工作物</td> <td>最大電力500KW以上の 需要設備、発電所、変電所 等</td> </tr> <tr> <td>自家用 電気 工作物</td> <td>最大電力500KW未満の 需要設備</td> </tr> </table>			自家用 電気 工作物
自家用 電気 工作物	最大電力500KW以上の 需要設備、発電所、変電所 等			
自家用 電気 工作物	最大電力500KW未満の 需要設備			
一 般 用 電 気 工 作 物		② 認定電気工事従事者認定証を取得後に 行った左記電気工作物の簡易電気工事。 *（注2）を参照のこと。		
		③ 第二種電気工事士免状または旧電気工事士免状を取得後に行っ た左記電気工作物の電気工事。 *（注3）を参照のこと。		
		④ 経産大臣が指定する第二種電気工事士養成校の教員として 指導した「第二種電気工事士養成に必要な電気工事の実習」		

（注1） 次の工事または業務は、実務経験としては認められない。

- * 軽微な工事（6 ページ参照）
- * 特殊電気工事（「最大電力500KW未満の需要設備」におけるネオン工事及び非常用予備発電装置工事）
- * 電圧5万V以上の架空電線路の工事
- * 保安通信設備工事（電力会社の電気供給用電気工作物の保安維持を目的に使用される通信設備の工事）
- * キュービクルや変圧器等の据え付けにともなう基礎工事
- * 電気設備の設計または検査のみの業務で自ら施工しない場合
- * 電気機器の製造業務

（注2） 上表 ②の簡易電気工事の実務経験は、次のいずれかの条件に該当すること。

- * 申請人が所属する“通知電気工事業者”の下で施工したものである。
- * 申請人が所属する“みなし通知電気工事業者”の下で施工したものである。
- * 申請人が所属する“登録電気工事業者”の下で施工したものであり、その登録電気工事業者は自家用電気工作物を工事対象物として登録している。
- * 申請人が所属する“みなし登録電気工事業者”の下で施工したものであり、そのみなし登録電気工事業者は自家用電気工作物を工事対象物として届出している。
- * 申請人は、“(財) 関東電気保安協会又は(社) 東京電気管理技術者協会などの公益法人に所属する電気管理事務所”などに所属しており、電気に関する委託契約を締結している施設の保安業務の一環として施工したものである。
- * 申請人は、“ビル・工場等のメンテナンス業者（法人に限る）”に所属しており、維持管理業務に関する委託契約を締結しているビル・工場等の電気主任技術者等の指導のもとに施工したものである。
- * 申請人は、“ビル・工場等の電気工作物を所有又は占有する事業者（法人に限る）”に所属しており、当該ビル・工場等の電気主任技術者等の指導のもとに施工したものである。

（注3） 上表 ③の電気工事の実務経験は、次のいずれかの条件に該当すること。

- * 申請人が所属する“登録電気工事業者”の下で施工したものである。
- * 申請人が所属する“みなし登録電気工事業者”の下で施工したものである。
- * 申請人が所属する“家電販売店”の下で施工したものであり、あくまで200V未満の家電機器の販売に伴う局部的（コンセントを設ける等）な屋内配線工事である。（8ページ参照）